

計画素案からの主な変更箇所

※下線部分が追加・変更箇所

第 1 章（地域福祉）の主な変更箇所

No	計画案	計画素案
1	p. 33 課題 1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充 現状と課題 (略) また、高齢者等に対する虐待を防止するとともに、犯罪被害を受けた区民の生活を守るため、さまざまな相談や生活支援の<u>取組を進めていく</u>必要があります。 <u>子どもへの虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、妊娠期から、養育状況等を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。また、よりきめ細やかな対応を図ることができるよう、児童相談所の設置にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、より一層虐待への対応を強化することが求められています。</u>	課題 1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充 現状と課題 (略) また、高齢者等に対する虐待を防止するとともに、犯罪被害を受けた区民の生活を守るため、さまざまな相談や生活支援の<u>取り組みを進めていく</u>必要があります。
2	p. 35 課題 1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充 施策 1 権利擁護の拡充 主な取組 ①～⑤ <u>⑥ 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応</u> <u>保護者の孤立感や子育てに対する不安の解消のため、妊娠期や出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実を図ります。</u> <u>また、すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターとの連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談支援を充実します。</u>	課題 1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充 施策 1 権利擁護の拡充 <u>おもな取り組み ①～⑤</u>
3	p. 35 <u>⑦ 子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築</u> <u>子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、(仮称) 総合子どもセンターの設置に向けた検討を進めます。</u>	

		<u>(仮) 総合子どもセンターは、区が設置する児童相談所を含む施設です。これにより、現在子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターが連携して実施している子どもや家庭への支援に加え、必要に応じて、介入・措置等の専門的アプローチも一体的に行えるよう、体制の充実を図ります。</u> <u>また、虐待等専門相談、教育相談、若者支援機能を併せもち、併設する適応指導や就学相談機能との連携を図ります。</u>	
4	p. 41	課題3 社会参加の機会拡充 現状と課題 (略) 地域包括ケア体制の推進など、住民による互助の重要性が増す一方で、町会・自治会では会員の減少や役員の高齢化が進み、次代の担い手が不足しているなどの課題を抱えています。老人クラブでは、高齢者人口の増加に反して、加入者と活動クラブの減少が続いています。 <u>また、青少年育成地区委員会や地域の育成団体、町会・自治会、商店街などが主体となり、子どもと子育て家庭を見守るための活動が様々に行われていますが、慢性的な人材不足の状況があります。</u> 人々のライフスタイルに対する価値観が多様化している現状を踏まえ、女性、高齢者、青少年などを含むすべての人が経験や能力を生かし、暮らし方や働き方にあわせて地域活動に参加できるようにしていく必要があります。	課題3 社会参加の機会拡充 現状と課題 (略) 地域包括ケア体制の推進など、住民による互助の重要性が増す一方で、町会・自治会では会員の減少や役員の高齢化が進み、次代の担い手が不足しているなどの課題を抱えています。老人クラブでは、高齢者人口の増加に反して、加入者と活動クラブの減少が続いています。 人々のライフスタイルに対する価値観が多様化している現状を踏まえ、女性、高齢者、青少年などを含むすべての人が経験や能力を生かし、暮らし方や働き方にあわせて地域活動に参加できるようにしていく必要があります。
5	p. 42	課題3 社会参加の機会拡充 施策1 幅広い区民の社会参加促進 主な取組 ①～③ ④ 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化 <u>家庭・地域・学校の連携の要となる地区懇談会*の活性化や、次世代育成委員会*の地域との関わりの充実を図ります。</u> <u>さらに、青少年育成地区委員会や子ども会など子育て支援に関わる団体との連携を強化し、地域の子育てや育成活動</u>	課題3 社会参加の機会拡充 施策1 幅広い区民の社会参加促進 おもな取り組み ①～④

		の中核となる人材の育成や子どもの育成活動への支援など、地域ぐるみで子育てを行うための環境づくりを進めます。 (以下、④を⑤に繰り下げ)	
6	p. 45	課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり 現状と課題 (略) <u>育児と介護を同時に抱えたり、引きこもりの中高年が高齢の親に依存せざるを得ない等、世帯の抱える課題は複合的になっています。また、制度のはざまで、適切な支援を受けられないまま困難な状況にいる世帯も見られます。年代や障害の有無等に関わらず、支援を必要とするすべての人が、適切な支援を受けて、地域で安心して暮らし続けられるよう、区や区民、関係機関・団体、事業者等が連携した支えあい活動を推進していくことが求められます。また、支援が必要になった時に、適切なサービスやさまざまな問題について相談することのできる窓口や地域支えあい活動を行う者を支援することも必要です。</u>	課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり 現状と課題 (略) <u>社会的に孤立しがちな高齢者や、支援を必要としている障害のある人、子どもが、地域で安心して暮らし続けられるよう、区や区民、関係機関・団体、事業者等が連携した支えあい活動を推進していくとともに、支援が必要になった時に、適切なサービスやさまざまな問題について相談することのできる窓口や地域支えあい活動を行う者を支援することも必要です。</u>
7	p. 47	課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり 施策1 保健福祉の地域での連携体制の確立 主な取組 ①～② ③ 地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化 <u>地域で子育てひろば事業を実施する団体や子育てグループ等、子育て支援のネットワークを強化するなど、子どもと子育て家庭の課題、情報を地域の中で共有し、解決に向けた取組みを進めます。</u> <u>学校や次世代育成委員、青少年育成地区委員会や民生・児童委員、町会、自治会などの地域の力を活用し、地域全体で連携を図りながら子どもを支える環境づくりを推進していきます。</u> (以下、③④を④⑤に繰り下げ)	課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり 施策1 保健福祉の地域での連携体制の確立 おもな取り組み ①～④

8	p. 50	課題5 相談・コーディネート機能の充実 現状と課題 (略) また、区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、少子化の傾向が続いています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。 こうした状況のなかで、すこやか福祉センターには、地域の中で、支援を必要とする方と専門職・機関、地域の団体等とをつなぐ役割を担うためのコーディネート力の向上とそれをバックアップする情報システムの構築が求められています。 (略)	課題5 相談・コーディネート機能の充実 現状と課題 (略) また、すこやか福祉センターには、地域の中で、支援を必要とする方と専門職・機関、地域の団体等とをつなぐ役割を担うためのコーディネート力の向上とそれをバックアップする情報システムの構築が求められています。 (略)
9	p. 51	課題5 相談・コーディネート機能の充実 施策1 すこやか福祉センターの機能充実・整備 主な取組 ①～② ③ 妊娠期からの切れ目のない相談・支援機能の充実 すこやか福祉センターを子育て世代包括支援センターとして位置づけ、子ども家庭支援センターと連携し、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握するとともに、妊娠前から出産育児期へと切れ目のない相談・支援を行います。 さらに医療機関、教育・保育施設、児童館、子育てひろば等と連携し、妊娠・出産・子育て支援に関する支援を行います。(以下、③を④に繰り下げ)	課題5 相談・コーディネート機能の充実 施策1 すこやか福祉センターの機能充実・整備 おもな取り組み ①～③

第2章（健康医療）の主な変更箇所

No	計画案		計画素案
10	p. 57	課題1 生活習慣病予防と健康増進 現状と課題 死亡に至る疾病を発症する三大リスクは、喫煙、高血圧、運動不足であり、個人の生活習慣と関連があるといわれ	課題1 生活習慣病予防と健康増進 現状と課題 がん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病は、健康長寿を阻害する要因であり、死因の約6割を占

		ています。喫煙や、偏った食生活・運動不足等に起因する高血圧や肥満といった危険因子は、がん・心疾患・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病を引き起こします。死因の約6割を占める生活習慣病は、健康長寿の実現を妨げる要因にもなっています。特にがんについては、昭和56年に日本人の死因の第一位となって以来、増加の一途を辿っています。	めています。生活習慣病は、偏った食生活や運動不足、喫煙などの生活習慣を起因として発症するといわれていますが、特にがんについては、昭和56年に日本人の死因の第一位となって以来、増加の一途を辿っています。
1 1	p. 60	課題1 生活習慣病予防と健康増進 施策1 生活習慣病に着目した予防対策の充実 <u>主な取組</u> ⑤普及啓発活動 区民と接する機会を多く持つ民間企業や団体等のさまざまな分野と連携して、健康診断やがん検診の受診率の向上に取り組んでいきます。また、健（検）診結果に基づき生活習慣を見直す等、生活習慣病の発症を予防するため、幅広い世代に対して予防意識を高める普及啓発を推進します。	課題1 生活習慣病予防と健康増進 施策1 生活習慣病に着目した予防対策の充実 <u>おもな取組み</u> ⑤普及啓発活動 区民と接する機会を多く持つ民間企業や団体等のさまざまな分野と連携して、健康診断やがん検診の受診率の向上と、健（検）診結果に基づき生活習慣を見直す機運を高める普及啓発の取組みを推進して行きます。
1 2	p. 65	課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取組 実現すべき状態 （略） 区民は、地域スポーツクラブが中心となって、健康づくりに関する専門家とも連携しながら企画・運営する健康づくりプログラム等に参加し、自身の健康づくり、仲間づくりに活用するとともに、より良いプログラムづくりに協力し、自らの健康を向上させます。	課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取組み 実現すべき状態 （略） 区民は、地域スポーツクラブが中心となって企画・運営する健康づくりプログラム等に参加し、自身の健康づくり、仲間づくりに活用するとともに、より良いプログラムづくりに協力し、自らの健康を向上させます。
1 3	p. 68	課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取組 施策1 健康づくりのための運動・スポーツ <u>主な取組</u> ⑤スポーツによる事故等を軽減・予防するための取組 スポーツを行うことによる事故や怪我のリスクを軽減・予防するため、スポーツ・マウスガードなどの防具の使	課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取組み 施策1 健康づくりのための運動・スポーツ <u>おもな取組み</u> ⑤スポーツによる事故等を予防するための取組み スポーツを行うことによる事故や怪我を予防するため、スポーツ・マウスガードなどの防具の使用や、熱中症対

		用や、熱中症対策の知識に関する普及啓発など、安心・安全にスポーツを楽しむための <u>取組</u> を行います。	策の知識に関する普及啓発など、安心・安全にスポーツを楽しむための <u>取組み</u> を行います。
--	--	--	--

第3章（高齢福祉）の主な変更箇所

No		計画案	計画素案
14	p. 109 ～ p. 111	課題5 介護保険制度の適正な運営 施策1 介護保険制度の適正な運営 <u>主な取組 ①～⑥</u> <u>⑦介護給付費の適正化</u> （追加記載）	課題5 介護保険制度の適正な運営 施策1 介護保険制度の適正な運営 <u>おもな取組み ①～⑥</u>
	p. 114 ～ p. 164	<u>第2節 介護サービス等の見込み量</u> （追加記載） <u>第3節 介護保険事業費の見込み及び保険料</u> （差替え）	<u>第2節 介護保険事業費の見込み及び保険料</u> （略）

第4章（障害福祉）の主な変更箇所

No		計画案	計画素案
15	p. 180	課題2 地域生活の継続の支援 施策3 地域生活を支えるためのサービスの確保 <u>主な取組 ①～⑥</u> <u>⑦住宅確保要配慮者の居住支援【第1章地域福祉 38頁①再掲】</u> （以下、⑦～⑩を⑧～⑪に繰り下げ）	課題2 地域生活の継続の支援 施策3 地域生活を支えるためのサービスの確保 <u>おもな取組み ①～⑩</u>
16	p. 202	第2節 第5期中野区障害福祉計画 2 成果目標 （1）地域生活への移行の促進 ①地域生活移行 障害のある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、平成32年度における目標値を設定します。 <u>（以下削除）</u>	第2節 第5期中野区障害福祉計画 2 成果目標 （1）地域生活への移行の促進 ①地域生活移行 障害のある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、平成32年度における目標値を設定します。 <u>なお、精神障害のある人の地域生活移行の目標値は、東京都において設定し、区では設定しません。</u>
	p. 226 p. 230 p. 231	第2節 第5期中野区障害福祉計画 3 事業及び必要な量の見込み ※（3）①、（4）②③の各サービス見込み量の文末に下記を追加記載 <u>○精神科病院での長期（1年以上）入院者が退院し、地域生活に移行する人数を、平成30～32年度の3年間で36人と見込みます。</u>	第2節 第5期中野区障害福祉計画 3 事業及び必要な量の見込み （3）居住系サービス ①自立生活援助（略） （4）相談支援 ②地域移行支援（略） ③地域定着支援（略）

17	p. 223	第2節 第5期中野区障害福祉計画 3 事業及び必要な量の見込み (2) 日中活動系サービス ①～⑥ <u>⑦ 就労定着支援</u> 就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行います。 <u>サービス見込量</u> 利用者見込数（人／月）、30年度：15、31年度：25、32年度：32 ○障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から障害福祉サービスとして創設されました。 ○障害者就労移行支援所等から一般就労した人数（3年未満）を勘案し、見込量を算出します。 (以下、⑦⑧を⑧⑨に繰り下げ)	第2節 第5期中野区障害福祉計画 3 事業及び必要な量の見込み (2) 日中活動系サービス ①～⑧ (3) 居住系サービス ①②
	p. 226	(3) 居住系サービス <u>① 自立生活援助</u> 一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な訪問又は随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。 <u>サービス見込量</u> 利用者見込数（人／月）、30年度：4、31年度：6、32年度：6 ○障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から障害福祉サービスとして創設されました。 ○地域移行支援及び地域定着支援の利用者数を勘案し、見込量を算出します。 (以下、①②を②③に繰り下げ)	